

GATT/WTO における途上国の待遇

——「特別かつ異なる待遇 (S&D)」と相互主義の相克——

鳴 瀬 成 洋

目 次

はじめに

1. 自由貿易正当化の論拠について
 2. 特別待遇の逆説
 3. ウルグアイ・ラウンドにおける相互主義の不利益
 4. ドーハ開発アジェンダに向けて
 5. 「貿易の開発の次元」の制度化
- むすび

はじめに

2001年11月、カタールの首都ドーハに142の加盟国が集まり開催された第4回閣僚会議で、世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) が発足して初めてとなる多角的通商交渉を開始することが宣言された。新しく立ち上げられたラウンドは、「ドーハ開発アジェンダ (Doha Development Agenda: DDA)」と正式に命名された。この名称が示すように、新しい貿易交渉の意義は、途上国の開発の促進と貧困の削減がその目的に据えられたことにある。「ドーハ閣僚宣言」は次のように言う。

「国際貿易は経済開発の促進と貧困削減に大きな役割を果たすことができる。多角的貿易システムが生み出す機会の増加と厚生増加という利益はすべての人々によって享受されねばならない。WTO加盟国の大多数は開発途上国である。われわれは、開発途上国の要求と利益が本宣言で採択された作業計画の中心に据えられるよう努力する。われわれは、開発途上国、とりわけ後発開発途上国が経済開発の必要性に応じた世界貿易の成長のしかるべきシェアを占めることを確実にするために計画された積極的な努力を続けることを惜しんではならない。この関連では、市場アクセスの増加、バランスのとれたルール、適切に目標を定め持続的に融資される技術援助、そしてキャパシティ・ビルディング・プログラムが重要な役割を果たす」(WTO 2001, para. 2)。

第二次世界大戦後においては、1930年代に対する反省から、貿易障壁と差別的措置を撤廃・軽減して世界市場の統一を維持し、成長を促進することが目標とされ、関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade: GATT) が創設された。そしてGATTは数次のラウンドを通じて、「成長のエンジンとしての貿易」を制度化することに成功した。しかし、それは先

進国間の工業製品という限定された範囲において貿易自由化を進めることによって実現されたのであり、そこに途上国は含まれていなかった。途上国は自由貿易体制の外に立っており、そのため、途上国が自由貿易の利益に浴するところが少なかったことも当然と言える。しかし、ウルグアイ・ラウンドを境にして、状況は大きく変わった。自由貿易体制の外にいた途上国はウルグアイ・ラウンドを通じて WTO 体制内化されたにもかかわらず（あるいは、WTO 体制内化されたが故にと言うべきか）、自由貿易の利益をはるかに上回る不利益や負担を負うことになった。ウルグアイ・ラウンドによって生み出された不平等な構造は、WTO はその加盟国の圧倒的多数を構成する途上国、とりわけ後発開発途上国の利益に適う役割を果たしていないという批判を正当化するのに十分であった。

現在、資本主義が非資本主義を市場メカニズムのよって包摂するグローバリゼーションといわれる事態が進行しているが、われわれはその利益をグローバル化することに成功していない。戦後、「成長のエンジンとしての貿易」を制度化することが課題であったように、「グローバリゼーションとしての現在」においては、ウルグアイ・ラウンド後の不平等な貿易構造を是正するために、途上国の開発と貧困削減に資する貿易を制度化すること、言い換えれば、「貿易の開発の次元 (the development dimension of trade)」を制度化することが求められている。しかし、WTO はこのことの認識に大きく立ち遅れた。1999 年のシアトル閣僚会議は、内にある加盟国間の対立によって、外にある反グローバリズム勢力の攻勢によって混乱に終始し、新ラウンドの立上げに失敗するが、国際社会はジュビリー 2000 や世界社会フォーラムなどの運動を展開し、また、国連ミレニアム・サミットやヨハネスブルク・サミットを開催して、持続可能な開発、貧困撲滅・債務帳消しなどの緊急性を呼び続けてきた。このような中で発表された「ドーハ閣僚宣言」は、WTO が開発と貧困削減に貢献する貿易を制度化する必要性を認識したことの遅ればせの表明である。本稿では、ドーハ開発アジェンダへ至る経緯と辿り、その中で生じた GATT/WTO における途上国の位置付けの変化を明らかにすることを通じて、「貿易の開発の次元」を制度化する道筋を探ることを課題とする。

1. 自由貿易正当化の論拠について

開発と貧困削減を主眼とするドーハ開発アジェンダが始動するに至る経緯を辿るに当たり、自由貿易正当化の論拠を検討することから始めよう。

貿易により労働の節約という利益が生まれることを明らかにしたりカードウ (Ricardo, D.) の比較生産費説は、今日に至るまで自由貿易を正当化する理論的根拠である。しかし、比較生産費説がそうであるのは、「重要な意味を持つ、工業的中心と周辺諸国との間に存在する大きな構造的差異を覆い隠す経済的同質性という抽象的概念」(UNCTAD 1968, p. 7, 訳 34 ページ) の上に立ち、貿易により利益が生まれるという点に視野を限定する限りにおいてである。先進国・途上国間の貿易に著しい非対称性が存在する場合や、貿易により利益だけでなく損失が生じる場合には、自

由貿易正当化の論拠は大きく揺らぐ。前者の問題については、国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) 創設時にプレビッシュ (Prebisch, R.) が喝破したように、「工業製品を輸出する先進国、一次産品を輸出する途上国」という現実の貿易を考えると、工業製品と一次産品の需要の所得弾力性の相違や、技術進歩が賃金に及ぼす効果が先進国と途上国で正反対であることから、一次産品の交易条件は悪化し、それによって途上国の経済成長は制約されるという問題が生じる⁽¹⁾。これに対処するために、交易条件の悪化を相殺する補償融資や工業製品輸出を促進する特惠などを途上国が要求することは、極めて合理的なことであり、交易条件の悪化を定式化したシンガー・プレビッシュ命題は、1960/70年代における途上国の行動を支える理論的支柱となった。

後者の問題について見よう。貿易により利益だけが生まれ損失が生じなければ、自由貿易を正当化するのに何の問題もない。そして、貿易によって利益だけが生まれるようにするには、資源の完全利用を前提とすればよい。主流派経済学のテキストは、生産可能フロンティアを描き、開放経済では封鎖経済と比較して、生産可能フロンティア上の点とより高次の社会的無差別曲線上の点が結ばれ厚生が増大することを示し、これをもって貿易の利益とする。ここで、言うまでもなく、生産可能フロンティアは資源の完全利用を前提として描かれる。そして、資源の完全利用が前提とされるとは、封鎖経済から開放経済への移行に伴い輸入競合産業から排出された生産要素が輸出産業にスムーズに吸収されることを意味する。ここでは、貿易により失業や設備廃棄などの損失が生じる可能性は最初から排除されている。

しかし、貿易の利益は資源の完全利用の前提から独立したものである。貿易により労働が節約されるとは、財に対する一定の社会的需要を前提とし、それを満たす財を国内で生産するのに要する労働量と、間接的生産方法としての貿易を通じて獲得するのに要する労働量を比較すると、前者よりも後者の方が少ない、ということである。しかし同時に、貿易により労働が節約されるとは、他の条件を一定とすれば、節約されただけの労働を提供する労働者が失業することを意味する。貨幣賃金率を一定とすると、輸入財の価格が低下することにより実質賃金率は上昇するが、この恩恵を享受できるのは雇用労働者だけである。失業を防ぐためには、節約された労働が輸出産業や新興産業に吸収されねばならないが、それは保証されるわけではない。貿易は代替的生産方法であり、労働の節約がもたらされる点で貿易の拡張は「機械の改良」と同じ効果を持つ。そして、機械の導入は、リカードウが『経済学および課税の原理』第3版第31章「機械について」で認めたように、失業を生み出す可能性がある。貿易の利益と失業の可能性は表裏一体である。

しかるに、主流派経済学では資源の完全利用を前提とした上で貿易の利益が説明される。そこでは、失業や設備廃棄などの貿易の不利益は最初から視野に入っていない。しかし、自由貿易の利益と失業などの不利益が不可分である。それゆえに、国際貿易機関憲章は原則と例外の両方を含む浩瀚な体系となり、自由貿易主義者と保護主義者の両方から批判に晒され潰えたのである。

自由貿易の守護神であるはずの GATT が「例外の体系」ともいわれる構造になっていること、貿易交渉が与える譲許は最小にし、獲得する譲許は最大にする重商主義的取引の様相を呈することなどについても同様である。完全雇用を前提とした理論ではこのような国際貿易の実態を捉えることはできない。

さらに、途上国の現実に目を向けると、主流派経済学の完全雇用モデルの非現実性は一層明らかとなる。多くの失業を抱える途上国では輸出産業を拡大するためには失業者を動員すればよく、主流派経済学の完全雇用モデルのように他の産業から労働を移転する必要はない。また、産業基盤が脆弱な状況では、貿易を自由化しても輸出産業が拡大する保証はなく、輸入競争産業に雇用されていた労働者は失業する可能性が高い。そして、失業の打撃はセーフティネットの脆弱な途上国では極めて大きい。また、自由化の利益で損失を補償することによって、一国全体の厚生は高まるといわれるが、自由化の勝者による敗者への補償は減多に実行されないし、再分配政策を実行するにはコストがかかることを考慮すると、貿易自由化によりパレート優越となるとは言えない (Stiglitz, Charlton 2005, p. 28, 訳 31~32 ページ)。

標準的経済理論では、市場の失敗が存在する場合に政府の介入が正当化される。しかしその場合でも、貿易歪曲的な保護政策は次善の政策とされる。資本市場の不完全性のために資金が十分供給されず、新産業の成長が制約される時、最善の政策は資本市場を改善することであり、利潤を引き上げて急速な成長を可能にする保護政策は次善の政策である。また、新産業に最初に参入する企業は、開始費用を負担して様々な社会的便益を生み出すが、社会的便益に対する占有権を持たないため十分な報酬を得ることができず、参入を躊躇する。このとき、最善の政策は、新規参入企業に対して十分な報酬を与えるシステムを作ることであり、保護政策により報酬を保証することではない。しかし、貿易政策が次善の政策であるということは、貿易自由化を実施すべきであるということ、直ちに意味するものではない。それが意味するのは、貿易政策が次善の政策であるとしても、市場の失敗を解決する、より望ましい政策が成功裏に実行されない限り、貿易自由化は実施されるべきではない、ということである。それは、逆に言えば、政府の政策によって市場の失敗を克服することができない場合には、貿易自由化は最適の政策ではない、ということの意味する。では、最善とされる政策によって市場の失敗を解消することができるかどうかの問題となるが、それはたやすいことではない。資本市場の不完全性の原因は情報の非対称性にあり、占有権という問題が生じる原因は情報の外部性にあり、これらは市場経済に偶発的なことではなく内在する問題であり、政府が簡単に取り除くことができるものではないからである (Stiglitz, Charlton 2005, pp. 31~32, 訳 34~35 ページ)。したがって、市場の失敗が市場の本質的一面である限り、自由化ではなく保護政策が最適となる。

また、貿易自由化が高い経済成長をもたらすという命題の実証的証拠も疑わしいものである。その一例を紹介しよう。

世界銀行は、経済の開放性の指標として貿易の対 GDP 比を用い、経済成長と開放性の関係を

明らかにするために、1975～79年から1995～97年まで20年間に貿易の対GDPが上昇した上位3分の1の途上国を「グローバル化国」、それ以外の途上国を「非グローバル化国」として、両者を比較し次の結論を得た。各国の人口で加重平均した1人当たり所得の伸びを見ると、1990年代には、グローバル化国が年平均5%であったのに対して、非グローバル化国は同1.4%であった。また、経済成長率を比較すると、グローバル化国は1970年代以降着実に上昇しているのに対して、非グローバル化国は80年代に大きく落ち込み、90年代になってわずかに回復したにすぎない。

しかし、以上の研究は、以下の3点において難点を持つ。

(1) 人口によって加重平均すると、中国のような人口大国が全体に影響を与え、途上国間の差が見えなくなる。人口によって加重平均しなければグローバル化国の1人当たり所得増加率は1.5%と大きく低下する。経済成長率を見ても、24のグローバル化国のうち10カ国は1%以下であり、グローバル化国の3分の1は非グローバル化国を下回っている。

(2) 開放性の指標とされる貿易の対GDP比について検討すると、GDPよりも貿易の伸び率の方が高いので、貿易の対GDP比の高い国が平均よりも高い経済成長率を示すのは当然である。しかし、このことは両者の間に因果関係があることを意味するものではない。せいぜい言えることは、国が裕福になるにしたがってより開放的になる傾向があるということである。

(3) 世界銀行は貿易の対GDP比で見た開放性と成長率の関係から、貿易自由化政策を採ることを推奨する。しかし、貿易の対GDP比は「経済活動の結果」であり、「政策としての開放性」を示すものではない。政策は政府の影響下にあるものだが、貿易の対GDP比は様々な要因によって左右され、政府のコントロールの及ぶところではない。経済活動の結果である貿易の対GDP比で見た開放性と成長率に関する議論から政策の議論に一足飛びに移ることはできない(Oxfam International 2002, 訳174～179ページ)。

以上のように理論的にも実証的にも根拠の脆弱な自由貿易論を途上国に無条件に適用することはできない。途上国の貿易自由化については、「途上国については、世界が自由貿易に向かうべきかどうかという議論を保留することができる。多くの途上国にとっての問題は、どの段階で自由化するのが理に適っているか、ペースや順序をどうするか、つまり、自由化の前に何をすべきか、どの程度のペースで自由化を推進すべきか、なのである」(Stiglitz, Charlton 2005, p. 39, 訳45ページ)というのが、妥当な見解であろう。

2. 特別待遇の逆説

経済的同質性を前提とした自由貿易論を途上国には無条件で適用できないことは、現実の貿易交渉の次元では、構造的差異のある先進国と途上国に平等のルールを適用することは不平等であることを意味する。このことを、GATTのインド代表であるN. Raghavan Pillaiは「[先進国と途上国という]二層の国々が一つの同じ組織に留まろうとするならば、それらの国々に適用される

規定は十分に弾力的でなければならない。平等な待遇は平等者の間でのみ衡平である。脆弱な国は大国と同じ荷物を背負うことはできない」(Kock 1969, p. 289)と、また、GATT 事務局長を務めたロングは「平等の待遇は先進国と途上国との間の不平等という状況を作り出す」(Long 1985, 訳 113 ページ) と的確に言い表した⁽²⁾。

GATT は国際貿易機関 (International Trade Organization: ITO) が成立するまでの暫定協定であったが、ITO 憲章がその主導国であった英米においてさえも議会で批准されなかったため、図らずも世界貿易を律するルールとなった。このような成立の事情のため、GATT は、国際貿易機関憲章に含まれていた、開発金融、国際投資、途上国間特惠協定および商品協定等の途上国に関する様々な特別規定のうちの 1 つを第 18 条「経済開発に対する政府の援助」として取り入れた以外は、これらの特別規定を引き継がなかった。GATT は、途上国の要求を取り入れない、発展段階の如何にかかわらず締約国を平等の権利義務関係に置く体制として出発したのである。しかし、このような枠組みでは、交渉材料に乏しい途上国は関税交渉に有効に参加し得ず、貿易を開発に役立てることはできない。そこで途上国は GATT の原則である最恵国待遇と相互主義とは相いれない、「特別かつ異なる待遇 (Special and Differential Treatment: S&D)」と総称される特別待遇を要求し獲得してきた。しかし問題は、S&D によって途上国は開発に貢献する貿易を制度化することに成功したかどうかである。

GATT では相互主義、主要供給国原則、一般的最恵国待遇という 3 つの原則に基づいて関税交渉が行われる。相互主義とは等価の譲許を交換することによって関税引下げを行うということである。相手国に関税引下げを要求するには、等価の譲許を提供する用意がなければならない。しかるに、途上国は、もともと経済発展の水準が低く提供すべき大きな国内市場を持たない、そして、幼稚産業保護政策を採っており関税を引き下げて国内市場を開放することに消極的であるという 2 つの事情のために、相手国に提供する十分な譲許を用意することができず、関税交渉に積極的に参加することはできない。

相互主義に基づいて関税交渉が行われるとき、大きな成果が得られるのは、双方の国とも相手国に関税引下げを要求する品目の主要供給国であり、したがって、自国の輸出品目の関税引下げを得るために相手国からの輸入品目の関税を引き下げることに利益を見出す場合である。ここから、特定品目の関税引下げの要求はその最大の輸出国によってなされるという主要供給国原則が生まれる。主要供給国間 (事実上、先進国間) の譲許の相互主義的交換によって関税交渉が行われるとき、途上国が期待するのは、先進国間の交渉の中に途上国の輸出品目が含まれ、一般的最恵国待遇に基づく波及効果によりその品目の関税が引き下げられることである。このような利益が得られることが、関税交渉に積極的に参加し得ない途上国が GATT に留まる理由の一つである。

しかし、一般的最恵国待遇の波及効果による途上国の利益はそれほど大きいものではない。途上国が比較優位を持つ農業と繊維・衣類は自由化交渉の枠外に置かれており、先進国間で自由化交

渉の対象となるのは主として、途上国が比較優位を持つとは言えない工業製品だからである。主要供給国原則により、途上国に波及する利益は最小限に抑えられているのである。

途上国が関税交渉に積極的に参加し得ず波及効果を期待するフリーライダーの地位にあったことは、途上国に大きな利益をもたらさなかっただけでなく次のような弊害をもたらした。それは、二国間交渉の成果が一般的最恵国待遇によって締約国全体に均霑されることを期待して途上国間の譲許の交換が進まなかったことである。途上国が工業製品を他の途上国に輸出する際に課される平均関税率は12.8%で、それは先進国に輸出する際の関税率3.4%の3倍以上である。また途上国が他の途上国の農産物に課す平均関税率も18.3%と、先進国が課す平均関税率15.1%よりも高い。途上国の輸出に占める「南々貿易」のシェアは1986年の26%から1999年の40%へと上昇しているにもかかわらず、このような途上国相互の貿易制限が、途上国間貿易の拡大を制約している（World Bank 2001, pp. 67~68）。そのため、途上国は途上国全体としての市場を拡大し、それを交渉材料に、比較優位を持つ農業や繊維・衣類の自由化を正当な権利として先進国に迫ることもできなかった。

以上のように、先進国と途上国を平等の権利義務関係に置くGATTは、途上国を周辺化し不平等を作り出す仕組みを内蔵している。これを是正するために、途上国に特別待遇を与えることは当然のことのように思われる。しかし、途上国に対する特別待遇は不平等な状況を是正どころか、それを増幅したとさえ言える。一般特惠関税制度（Generalized System of Preference: GSP）の利益はNIEsなどの一部の発展した途上国に独占され、それ以外の途上国はGSPによって歪められた世界市場に参入することによる不利益だけを蒙ることになる。また、GSPによる途上国製品に対する先進国市場の開放は先進国の意思に委ねられ、途上国の開発の必要に応じてではなく先進国の産業の事情が許す限りにおいて実行されるに過ぎない。そして先進国間で自由化が進められると、最恵国税率が引き下げられ特惠の利益は侵食される。さらに、特別待遇により先進国市場へのアクセスを与えられると、途上国は当然の権利として農業や繊維・衣類の自由化を求めることは一層困難となる。

相互主義に基づく譲許の交換によって自由化が進められるGATTにおいては、十分な譲許を提供し得ない途上国は、周辺の地位に押しやられ、フリーライダーの地位に甘んじ、乏しい利益と引き換えに先進国本位の貿易システムを受け入れざるを得ない。しかし、特別待遇を与えられても、途上国に対する市場開放が先進国の意思に委ねられている限り、特別待遇の獲得が不平等な貿易構造の改善に資するところは大いなものではなかった。

3. ウルグアイ・ラウンドにおける相互主義の不利益

途上国が開発のために必要とする先進国市場の開放は、特別待遇によっては実現されなかった。しかし、このことは相互主義に基づく譲許の交換によればそれが実現されることを意味するものではない。ウルグアイ・ラウンドはこのことを如実に示した。

1980年代以降、国際経済においてサービス貿易や多国籍企業の活動の比重が大きくなり、知的財産権の意義が高まり、先進国はこれらの領域に規制を設けることを望んでいた。他方、途上国はGATTに対するこれまでの姿勢を転換することを迫られていた。それは次の理由による。第一は、1980年代の債務危機を契機にラテンアメリカ諸国は輸入代替効果政策を放棄し、一方的自由化を余儀なくされたことである。第二は、ラテンアメリカ諸国の自由化と並行して、1980年代後半以降、NIEsに続いてASEAN諸国が外資に依存した工業化を実現し、途上国の自由化への収斂と階層分化が生じた結果、途上国にとっては、効果の上がらないS&Dを求めてブロックとして行動するのではなく、相互主義に基づく交渉を行い自国の利益を追求することが利益となったことである。第三は、NIEsをはじめとする諸国の世界貿易に占めるシェアが上昇するにつれて先進国の攻撃的一方主義に曝されるようになった結果、途上国は防衛手段としてGATTの多角主義に頼るようになったことである。これらの結果、途上国は自由貿易体制に参加することを余儀なくされるようになった。

自由貿易体制に参加する以上、途上国はフリーライダーでいることはできず、先進国と相互主義的關係を形成するようになる。それは交渉のアジェンダを設定する段階から始まった。1980年代以降の新しい状況を踏まえ、先進国は新分野といわれるサービス貿易、知的財産権、貿易関連投資措置を新ラウンドのアジェンダに含めることを要求した。当初、途上国はインド、ブラジルが代表格であるG10に主導され、先進国の要求を拒否するだけであった。しかし、やがてG10に対する反連合として、コロンビアとスイスが主導するCafé au Lait（カフェオーレ。先進国と途上国から成るグループであるためこの名が付いた）と呼ばれるグループが形成された。Café au Laitは新ラウンドのアジェンダについて先進国と交渉を始め、反対一辺倒のG10が影響力を失う中で、参加国が当初の20カ国から48カ国に増えるほど勢いを増していった。こうして、途上国は比較優位を持つ農業と繊維・衣類の自由化を交渉事項とすることと引き換えに、先進国の要求を受け入れた（Das 2007 pp. 34~36, Narlikar 2006, p. 1019）。交渉のアジェンダの設定において、先進国と途上国の間でこのような相互の要求の交換が行われたのは初めてである。先進国対途上国という観点から見ると、ウルグアイ・ラウンドは、新分野のルール作りを目指す先進国と、農業と繊維・衣類の自由化を求める途上国とのGrand Bargainであった。

さらに、実際の交渉においても、途上国は相互主義に基づく譲許の交換を積極的に行った。途上国の多角的交渉への参加を促した要因は、ウルグアイ・ラウンドでは一括受諾方式（single undertaking）が採用されたことである。これまでのラウンドでは個々の協定への参加は締約国の自由で、自国に都合のよい協定にのみ署名するという「ア・ラ・カルト方式」が可能であり、特に途上国にはこの傾向が強かった。そのため、締約国により適用されるルールに差が生じた（これを「バルカン化」と呼ぶ）。ウルグアイ・ラウンドでは、このような事態を解消しすべての締約国を平等な権利と義務の下に置くために、基本的にすべての協定を一括して受け入れる一括受諾方式が採用された。すべての国がすべての協定を受け入れることが可能であるためには、どの締約国

も、交渉を通じて獲得した譲許と与えた譲許のバランスに満足しなければならない。そして、すべての国が満足する状況に到達するために、先進国と途上国という壁を越えて交渉分野別に連合が形成され、分野を跨って譲許の交換が行われた。このようなウルグアイ・ラウンドの特徴をもっともよく示すのは次のことである。すなわち、1986年、農産物貿易の完全自由化を主張する、先進国と途上国合せて14カ国から成るケアンズ・グループが形成されたこと、そして米・EUの対立から農業交渉が行き詰まったとき、途上国は農業の自由化に関する米・EUの実質的約束の見返りが得られない限り、サービス貿易や知的財産権などの分野で合意することはできないと圧力をかけ、ラウンドを妥結に導いたことである。

ウルグアイ・ラウンドにおいて途上国の行動は劇的に変化した。従来、途上国は、相互主義に従わないフリーライダーであるという意味で自由貿易体制の外に立ち、ブロックとしての連合(block-type coalition)を形成し、一方的に特別待遇を要求し、分配的正義を求めていた。これに対して、ウルグアイ・ラウンドでは、途上国は自由貿易体制に参入し、分野別の連合(issue-based coalition)を形成し、相互主義に基づく譲許の交換を積極的に行い、その結果、非相互主義であるS&Dの要求は弱まった。

このような途上国の行動は、比較優位を持つ農業と繊維・衣類の貿易の「自由化」を勝ち取った点では成功を取めた。しかし、先進国と途上国のGrand Bargainとしてのウルグアイ・ラウンドは途上国に大きなコストを負わすものであった。

第一に、途上国は、農業と繊維・衣類の自由化に関する先進国の譲許と引き換えに、新分野における規制に縛られることになった。新分野の協定は「貿易関連」や「サービス貿易」という言葉が付されているが、国際貿易だけでなく国内経済を規制しているのである。知的財産権の保護を強化した「知的財産の貿易関連の側面に関する協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS協定)は、途上国への技術移転のコストを高めるだけでなく、生命に関係するHIV/AIDS薬などを生産する能力のない国の医薬品アクセスや伝統的知識の保護という深刻な問題を引き起こした⁽³⁾。投資受入国がローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求などを課すことを禁じた「貿易に関連する投資措置に関する協定」(Agreement on Trade-Related Investment Measures: TRIMS協定)は、外国資本を途上国の開発に役立てる道を制約するものである。「サービス貿易に関する一般協定」(General Agreement on Trade in Services: GATS)では、最恵国待遇、透明性(関連する法令を公表し利用可能にすること)、内国民待遇、市場アクセス(量的規制措置の撤廃)などの義務が定められたが、サービス貿易自由化の焦点は、先進国に関心のある、多国籍企業が海外拠点の設置を通じて提供する金融サービスなどに絞られ、途上国が比較優位を持つ自然人(未熟練労働者)の移動によって提供されるサービスについては著しく関心が低かった。さらに、紛争解決手続きが強化されたことを考慮すると、途上国はこれらの分野で義務違反を犯すと、クロス・セクトラル・リタリエーション(分野を跨った報復)により、途上国がより関心を持つ財貿易の分野で制裁を受ける可能性があるのである。

第二に、途上国が以上のようなコストを払って獲得した市場アクセスの利益はそれほど大きいものではない。農業については、農業保護の削減に関して次のことが合意された。①非関税措置を撤廃し関税に置き換える（関税化）。②関税を先進国については6年間で平均36%、途上国については10年間で平均24%引き下げる。③国内支持については6年間で20%削減し、輸出補助金については6年間で財政支出で36%、数量で21%削減する。しかし、関税化はなされたが、既存の内外価格差から算定された高い関税相当量と、ミニマム・アクセス、カレント・アクセスという形での輸入制限は残り、輸出補助金削減のハードルが引き下げられた結果、その大部分は存続することになった。また、国内農業保護についても、6年間で20%削減という目標は各国で既に達成済みであり、農業政策の障害とはならなかった（佐伯1997）。その結果、工業国は、ルール違反を犯すことなく、農業保護を、農家の総受取り額に対する比率で見て、1997年の31%から1999年の40%に増加させることができたのである（Finger, Nogués 2002, p. 325）。

また、繊維・衣類については、「繊維製品の国際貿易に関する取極（通称、MFA）」によって規制されている繊維貿易を10年間でGATTの一般原則に統合することが合意されたが、そこには次のような仕掛けが用意された。「繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定」（Agreement on Textile and Clothing: ATC）では、1995年、1998年、2002年、2005年のそれぞれ1月1日に、輸入されるすべての繊維及び繊維製品（衣類を含む）（以下、繊維製品等）のそれぞれ16%、17%、18%、49%を自由化することが定められた。ここで見逃してはならないことは、各ステージで自由化される割合として示されている数字は、MFAによって規制されている繊維製品等のうち自由化されるものの割合ではなく、MFAの規制下にあるか否かにかかわらず、協定のすべての対象品目に対する自由化される品目の割合だ、ということである。したがって、最初から自由化されている品目を自由化品目に含めることによって、各ステージの自由化義務を達成することができるのである。このため、先進国は、国内産業を保護するために自由化の大半を移行期間の最後まで延期することが可能となる⁽⁴⁾。実際、「繊維製品等の輸入の33%が自由化される最初の2つのステージで、アメリカはMFA規制の1%、EUは7%、カナダは14%を解除したにすぎない」（Finger, Nogués 2002, p. 324）。

第三に、途上国はWTO協定に従って国内の制度を改革するために莫大なコストを負わねばならない。ウルグアイ・ラウンドで、途上国は、貿易障壁を軽減するだけでなく、関税評価などの貿易手続きを改善し、また、国内の経済環境を整えるために、衛生検疫基準や知的財産権などの規制を改善する義務を負った。そして、関税評価協定（正式名称は、1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定）は先進工業国で行われているシステムを採用しており、また、TRIPS協定と衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS協定）も多くの先進国で受け入れられている国際条約をWTOの基準としている。そのため、先進国は現行の国内の規制を公正に各国に適用すればよいのに対して、途上国は、WTOが要求する制度を最初から創り出し、国内独自の制度を国際条約

で認められた制度に転換することを要求される。負担は先進国から途上国、とりわけ後発途上国に転嫁されている。ここでは、途上国は負担を負わず便益を享受する free rider から先進国の制度の受入れを強制される forced rider となっている (Finger, Schuler 2000, p. 523)。このような国内制度の改革は、政令を発するだけで実行される貿易障壁の軽減とは異なり、設備の購入や人的資源の育成などの投資を伴い、国によってはその費用は一国の開発予算を超える膨大な額となる。また、TRIPS 協定、関税評価協定、SPS 協定は、先進国が途上国に技術的支援を行うことを示しているが、それは拘束力のある約束ではない。「したがって、途上国は、拘束力のない支援の約束と引き換えに、拘束力のある履行義務を負うことになったのである」(Finger, Schuler 2000, p. 514)。

4. ドーハ開発アジェンダに向けて

発展水準の如何にかかわらずすべての締約国を平等な権利・義務関係に置く GATT は、貿易交渉において途上国を周辺化し、フリーライダーの地位に甘んじさせるものであった。1960/70年代には、途上国は自由貿易体制の外に立ち、特別待遇を獲得することによって、このような事態を改善しようとした。しかし、その試みは不平等な構造を増幅しさえするものであった。これに対して、1980年代以降、ネオリベラリズムの浸透に伴い、途上国は GATT に対する姿勢を変化させざるを得ず、ウルグアイ・ラウンドでは、自由貿易体制に参入し相互主義に基づき譲許の交換を積極的に行った。その結果、途上国は、国内の経済政策に対する制約や膨大な履行コストという不利益や負担を負わせる新分野における規制を受け入れたのと引き換えに、比較優位を持つ農業と繊維・衣類について市場アクセスの改善という利益を獲得するが、先進国によるそれらの実際の「自由化」は協定の精神を裏切るものであった。ここでは、貿易交渉における途上国の周辺化とは異なる形で、不平等な構造が再現されている。このような WTO 協定の履行における不平等性を「履行問題」という。

そこで、先進国と途上国の不平等な構造を是正し平等を回復することを課題に掲げて、「同志グループ」(Like Minded Group: LMG) といわれる途上国連合が形成された。この途上国連合は、1996年にシンガポールで開催された第1回 WTO 閣僚会議の準備段階で、インドのイニシアティブによって8カ国(後に14カ国)で形成されたものである⁽⁵⁾。LMGの基本的立場は、ウルグアイ・ラウンドがもたらした先進国・途上国間のインバランスが是正されない限り、先進国が提唱する新ラウンドの開始に応じることはできない、というものである。

そして、LMGは新ラウンドに反対するだけでなく、先進国に次のような様々な要求を突きつけていった。① WTO 協定における S&D に関する規定は十分に機能するようにし、履行される必要があること。② 繊維・衣類については、すべての繊維製品等が GATT に統合されてから2年が経過するまでは、輸入国はアンチダンピング行動をとらないこと。③ 農業に関しては、先進国はタリフ・ピーク(高率関税)、タリフ・エスカレーション(傾斜関税)、輸出補助金、国内保護

を削減し、途上国には開発と食料安全保障のために、その約束から逸脱することを認めること。④ TRIPS 協定については、WHO の定める基本的薬品は特許の例外とすること。⑤さらに、LMG はシンガポール・イシューを交渉対象とすることや、労働基準を貿易協定に含めることに反対した。1996 年のシンガポールでの WTO 閣僚会議において、貿易円滑化、政府調達の高透明性、投資、競争の 4 分野を新分野として WTO 体制に取り込むか否かを検討することを決定した。この 4 分野をシンガポール・イシューと呼ぶ。途上国はウルグアイ・ラウンドの経験から、WTO の規律が及ぶ範囲が拡大することは、国内政策を制約し膨大な履行コストを必要とすることを学んでおり、シンガポール・イシューや労働基準の導入に強く反対した。

これらの LMG の提案は相互主義の枠組みでなされているのではない。LMG は交渉で先進国が得る利益を何らオファーしていない。LMG は、先進国は新ラウンドを開始したり、ましてや、新分野を新ラウンドへ導入したりすべきでなく、様々な分野で一方向的に譲許を提供すべきことを主張している。そしてその論拠は、互恵的利益ではなく、ウルグアイ・ラウンドの正当性、それが生み出した過去の不公平の是正、途上国問題の例外的重要性という観点から提示されている (Narlikar, Odell 2006, p. 126)。LMG は相互の利益ではなく、一方向的に利益を要求する「厳格な分配主義的戦略 (a strictly distributive strategy)」(ibid.) を採ったのである。

このような LMG の戦略は、途上国全体から湧き起こった「グリーンルーム会合」といわれる先進国中心の不透明な交渉方式⁽⁶⁾に対する批判や反グローバリズム勢力の攻勢と相俟って、1999 年のシアトル閣僚会議を混乱に導き、新ラウンドの立ち上げは失敗した。多角的交渉において途上国が非妥協的姿勢を示すとき、途上国の要求を受け入れて交渉を打開する誘因は先進国には働きにくい。多角主義が行き詰まったとき、地域主義や二国間主義というオルタナティブが、先進国には用意されているからである。1999 年の「シアトルの混乱」後には、先進国が新ラウンドを袋小路に置き去りにする選択肢を採る可能性が現実味を帯びていた。しかし、2001 年 9 月 11 日に起きた同時多発テロによって状況は一変した。9.11 により世界経済が混乱する可能性が高まる中で、新ラウンドを放置するという先進国の選択はリスクなものになったからである。先進国は LMG の加盟国、非加盟国を問わず途上国と個別に交渉し、各国の要求を一部受け入れ、途上国を新ラウンドの開始に向けて抱き込む統合化戦略 (integrative strategy) を実践した。また、先進国は、新ラウンドに反対する途上国の態度を軟化させるために、種々の援助や特恵に対するウェーバーなどの利益を与える一方、新ラウンドを拒否すれば特恵を撤回するなどの警告を発するという「アメとムチの政策」を展開した。さらに途上国本国からの政治的圧力を利用して、途上国を新ラウンドの立ち上げへと囲い込んでいった。その結果、LNG は事実上解体し、最終的には新ラウンドに反対するのはインド一国となった (Narlikar, Odell 2007, pp. 127~132)。ここではウルグアイ・ラウンドのアジェンダの設定で G 10 が孤立したのと同じ構図が再現されている。こうして「ドーハ閣僚宣言」がまとまり、ドーハ開発アジェンダ (DDA) がスタートした⁽⁷⁾。

「ドーハ閣僚宣言」は LMG の最大の関心事であった履行問題についてパラグラフ 12 で述べているが、履行問題に関する途上国の不満の大部分はそれには含まれず、「履行に関連する問題と関心事項に関する決定」に押しやられ、そこでは、加盟国に最善の努力をするよう促すにとどまっている。パラグラフ 44 では、S&D は WTO 協定の重要な一部であり、よりの確で、効果的で、機能的なものにするために、それを見直さねばならないことが謳われている。また、「閣僚宣言」は随所で S&D に言及しているが、それはあるところでは原則とされており、別のところでは後発開発途上国 (Least Developed Countries: LDC) や小規模経済といった特定のグループ適用される規定とされている。パラグラフ 35 は、小規模・脆弱経済 (small, vulnerable economies) を多角的貿易システムに統合するために、一般理事会の主権の下で作業プログラムを策定することを述べている。パラグラフ 42・43 は LDC に当てられ、LDC を貿易システムに有意義な形で統合するために、LDC に対して関税と数量割当てを課さない自由な市場アクセスを与えることを約束している。

「ドーハ閣僚宣言」に開発への関心を示す多くの文言が盛り込まれたことは途上国が勝ち取った成果である。しかし、「閣僚宣言」が採択され、不公平なウルグアイ・ラウンド協定を是正するという具体的成果を獲得することなく新ラウンドが開始されたこと自体が、途上国にとって大きな損失である。その大きな原因は、LMG が先進国に一方的に譲許を迫る「厳格な分配主義的戦略」をとったことにある。過去の不公平を是正することはドーハ開発アジェンダそのものに持ち越された⁽⁸⁾。

5. 「貿易の開発の次元」の制度化

ウルグアイ・ラウンドが生み出した不公平な貿易協定を是正し、開発を促進する貿易体制を形成することが、ドーハ開発アジェンダの目指すところである。これは、WTO が途上国を体制内化したことから必然的に生じる課題である。しかし、この課題は、次の二つの点で困難に逢着する。第一は、相互主義的譲許の交換を原則とする WTO の中で、譲許として提供するものを十分に持たない途上国が、如何にして交渉を有利に進め、公正な貿易を実現できるか、という問題である。交渉材料の乏しさを補うために、途上国は G 20, G 33, G 99 といった分野別連合を形成し⁽⁹⁾、極端な場合には、貿易交渉を政治化することも辞さない。第二は、途上国の WTO 体制内化とは南北対立の内包化でもあり、先進国間に加え南北間の利害の対立を WTO に持ち込み、交渉の合意そのものを困難にするという問題である。

第二次世界大戦後、自由化の対象は先進国間の工業製品であり、貿易交渉は先進国市場へのアクセスを巡る対立であった。そのため、先進国の二大巨像であるアメリカと EU の妥協の成立がラウンド全体を合意に導いていた。途上国が積極的に交渉に参加し、農業、繊維・衣類、新分野などが新たに交渉対象に加わったウルグアイ・ラウンドにおいても、124 カ国による交渉全体の帰趨を決したのは、最大の争点であった農業に関して、1992 年に米 EU 間でブレアハウス合意

が成立したことであった。アメリカ、EUの影響力はこれほどのものであった。ドーハ開発アジェンダにおいても両者の影響力の大きさは変わらないが、加盟国の4分の3を占める途上国の発言力はウルグアイ・ラウンド時とは比べものにならないほど大きくなっている。それを如実に示したのが2003年のカンクン閣僚会議である。そこでは、途上国のほかNGOや労働組合が反対を唱えていたシンガポール・イシュー（貿易と投資、貿易と競争、貿易円滑化、政府調達 transparency）の交渉を開始するか否かで加盟国の対立が解けず、閣僚会議は決裂した⁽¹⁰⁾。シンガポール・イシューについては、2007年の一般理事会で、投資、競争政策、政府調達の3分野は交渉から除外し、貿易円滑化に関してのみ交渉を開始することが決定された。

ドーハ開発アジェンダでは、現在、アメリカ、EU・日本に、ブラジル、インドを代表とする途上国が交渉主体として加わり、3グループの間で攻めと守りが交錯している。アメリカは農業補助金の削減、EU・日本は農産品の関税削減、途上国は鉱工業製品の関税削減とサービスの自由化の要求を突きつけられ、「争点の三角形」ができ上がっている。その中で焦点となっているのが、先進国が農業に対する高率の関税や補助金を大幅に削減しない限り、途上国は鉱工業製品の関税を引き下げることができないという先進国・途上国間の対立である。これが交渉の進展を阻む大きな壁となり、2007年11月、新ラウンドの年内の大筋での妥結を断念することが公式に表明された。

ドーハ開発アジェンダにおいて、交渉が合意に達するか否か以上に重要なのは、合意の内容が「開発アジェンダ」の名に相応しく、途上国、とりわけ後発開発途上国（LDC）の開発に貢献するものになっているかどうかである。この点について検討しよう。

まず、最大の争点の一つである農業を見ると、農業交渉を実質的に行っているのが米・EU・豪にブラジル、インドを加えたNG5（Non-Group 5）あるいはFIPs（Five Interested Parties）と呼ばれる5カ国・地域であることは、交渉における途上国の影響力の増大に繋がるものであるが、問題は、上記の対立の構図では、LDCの問題が後景に退いていることである。交渉の焦点となっている先進国の農業保護が削減されても、利益を得るのはブラジル、オーストラリアなどの農産物輸出国である。大半のLDCは農産物輸入国であるため、農業保護削減の利益に与ることができないだけでなく、補助金の削減は農産物価格を上昇させるため、短期的にはLDCに不利益をもたらす。

また、途上国にとって問題なのは先進国の農業保護だけではない。先進国の工業製品の関税率は平均すれば低いが、その構造は途上国に不利なものとなっている。先進国が途上国から輸入する工業製品に対する平均関税率は3.4%で、これは先進国から輸入する工業製品に対する平均関税率0.8%の4倍以上である。また、先進国は、途上国が比較優位を持つ繊維・衣類に対しては15%を超える高率関税を課しているというタリフ・ピーク（高率関税）の問題がある。さらに、タリフ・エスカレーション（傾斜関税）の問題もある。タリフ・エスカレーションとは、原材料から半製品、完成品へと加工度が高くなるにしたがって関税率が高くなるという関税構造であ

る。完成加工食品と最も加工度の低い食品に対する関税率は、それぞれ、カナダでは42%、3%、日本では65%、35%、EUでは24%、15%となっている。このようなタリフ・エスカレーションは途上国の製造業の発展を妨げるものである (Stiglitz, Charlton 2005, pp. 50~51, 124~125, 訳 58~59 ページ, 149~150 ページ)。さらに、工業製品の関税引下げは、一般特惠関税制度 (GSP) の受益国にとっては、最恵国税率と特惠税率の差である特惠マージンが縮小し、「特惠の侵食」という問題を生む。

次に、サービス貿易について見ようサービス貿易交渉は、各国ごとにサービス貿易の自由化を約束する自由化交渉と、全加盟国に適用されるルールを議論するルール交渉に分かれる。サービス貿易の自由化は、先進国が優位に立つ、海外拠点の設置によってサービスを提供する第3モードを中心に行われてきた。そのため、自由化による外資の流入を危惧する途上国は、自由化交渉はそれに対応するルール交渉と並行して進められるべきだという立場をとった。すなわち、財の貿易で予期せぬ輸入の増大に対してセーフガード措置が用意されているように、サービス貿易においても、セーフガード措置があってこそ高度な自由化を約束することができる、と主張した。これに対して先進国は、① GATS では、自由化できる分野を挙げ、その分野について自由化義務を負うポジティブリスト方式を採っているため、セーフガード措置は必要ない、② 国境で輸入を制限できる財の貿易と異なり、拠点設置によるサービス提供に対してセーフガード措置をとる場合、設立されている拠点の扱いをどうするかなど、実施面において問題がある、と反論している。

また、自由化交渉については、先進国が、自由化を約束している分野が少ない途上国にそれを増やすことを求めているのに対して、途上国は、外資が国内市場を席卷することを懸念して自由化には慎重であるとともに、人の移動によるサービスの提供 (第4モード) に関して先進国市場の開放を求めている。移民労働者によるサービスの提供はその対価として労働者送金を途上国にもたらし、それは開発の重要な資金源となる。しかし、第4モードの自由化は、受入国の移民政策や雇用に関わる問題であり、先進国が受け入れるところとはなっていない (菅原 2004, 18~20 ページ)。

最後に、ドーハ開発アジェンダは Aid for Trade (貿易のための援助) に真剣に取り組むべきである。Aid for Trade とは、途上国が貿易の利益をもたらす開放された市場に参入することができるように、技術支援やインフラ整備等の供給面の支援などを行うことである。途上国が貿易の利益を享受するには様々なコストを要する。第一に、完全雇用モデルが妥当しない限り、自由化の利益とともに生じる失業に対処するために、セーフティネットを整備しなければならない。第二に、多くの LDC は、財を国際市場に送り出すのに必要な道路、港湾などのインフラストラクチャー、税関などの制度、サプライチェーンとの繋がり、製品の品質などにおいて不十分である。このような国にとって問題は市場アクセスではなく、輸送能力や輸出市場の要求する品質への対応力の欠如のために、開かれている市場にアクセスできないことである。貿易を開発に役立つ

るためには、市場に参入する能力を持たねばならない。第三に、他の国々の自由化によって生じるコストがある。関税交渉により最恵国税率が引き下げられると、特惠受益国にとっては特惠マージンという利益が減少するし、農業補助金が削減されると、農産物輸入国は短期的には農産物価格の上昇という不利益を被る。以上のようなコストは自由化の利益を享受するために支払わねばならない代償であるとはいえ、途上国やLDCにとっては重荷となる。そのため、途上国やLDCは貿易交渉に将来の機会よりも脅威を見出す。自由化を促進するためには、そのコストを引き受けるためのAid for Tradeが不可欠である。Aid for Tradeは自由化を補完するものである。ドーハ開発アジェンダには多くの途上国、LDCが参加しているだけに、Aid for Tradeの役割は極めて大きい⁽¹¹⁾。

む す び

途上国への資金移転という点では、貿易は援助と比較してはるかに大きな効果を持つ。途上国が受け取っている援助額は1人当たり10ドルに過ぎないのに対して、輸出による収入は1人当たり322ドルにも達し、低所得国では、1人当たりの援助額は9ドルであるが、1人当たり輸出額は113ドルに上る(Oxfam International 2005, 訳60ページ)。このことは、途上国の輸出シェアのわずかな上昇が所得の増加に大きく貢献することを示している。経済発展における貿易の役割として所得の増加と並んで重要なのは、輸出の拡大が途上国の潜在的な生産力を呼び起こし、産業の確立につながることである。貿易が開発に果たす役割は多面的である。貿易交渉が合意に至るためには、常にその鍵を握る農業分野で妥協が図られることが必要であろう。しかし、「貿易の開発の次元」を制度化するためには、貿易交渉は、農業分野を超え、少なくとも以上の問題を解決する方向性を示した包括的なものでなければならない。

先進国とは異なる経済構造を持つ途上国に、貿易交渉において特別待遇を与えるのは自然なことのように思われる。しかし、現実にはS&Dの獲得によっては開発に貢献する貿易を制度化することはできず、途上国は相互主義へと足を踏み入れた。ところが相互主義は途上国に負担と不利益をもたらすものであった。このような不公正を是正することがドーハ開発アジェンダの課題である。1960/70年代に不公平な貿易構造を是正するために、途上国が旗印として掲げたS&Dは、「ドーハ閣僚宣言」においても、WTO協定の重要な一部であることが確認されている。1960/70年代に途上国がS&Dを獲得するを通じて求め、1990年代に形成されたLMGが非妥協的態度で交渉に臨んで求めた分配的正義を、相互主義の中でいかにして実現することが可能か、これを探るのが次の課題である。

注

- (1) プレビッシュは一次産品の低い所得弾力性が周辺の成長を制約することを次の例で説明している。周辺は中心に一次産品を輸出しており、その需要の所得弾力性は0.8である。中心は工業製品を生産し、それを周辺に輸出しており、その需要の所得弾力性は1.3である。このとき、中心の所得成長率が3%であ

るとすると、周辺の一次産品輸出増加率は2.4% ($3\% \times 0.8 = 2.4\%$)であり、これは周辺の工業製品の輸入増加率の上限となる。周辺の所得成長率を x とすると、工業製品の輸入増加率が2.4%、工業製品の需要の所得弾力性が1.3であること、つまり、 $2.4\%/x = 1.3$ より、 $x = 1.84\%$ となる。周辺の所得成長率は1.84%を超えることはできない。なぜなら、これを超えると、周辺の工業製品の輸入増加率が上限である2.4%を超えてしまうからである。工業製品と一次産品の需要の所得弾力性の格差に起因する成長制約を打破するためには、途上国は工業製品を国内生産する必要がある、輸入代替工業化が遂行された (Prebisch 1959)。なお、周辺の交易条件悪化を巡る論争については羽鳥 (1981) を参照。

- (2) アナトール・フランスは、経済力の異なるものを平等に待遇する形式的平等の内実を、風刺を利かせ、「金持ちも貧乏人もともに橋の下で寝ることを禁じた」ものであると論じた (Hudec 1987, p. 139, 訳150ページ)。
- (3) 医薬品アクセスと伝統的知識の保護の問題は知的財産制度の強化・拡大に対する揺り戻しである。医薬品アクセス問題は、2001年6月、インド、ブラジル等の支援を受けたアフリカ諸国が、TRIPS理事会に「TRIPSと公衆衛生」という報告書を提出したことに端を発する。そこでアフリカ諸国は、アフリカにおいて、HIV/AIDS等の感染症の被害が改善されないのは、特許のために医薬品が高価で入手できないためだ、と主張した。この問題に対処する手段として強制実施権という制度がある。強制実施権とは、権利者の許諾を得ずに特許権を実施することで、特許発明の実施・普及が行われないことによる社会的損失を考慮した制度である。強制実施権が安易に発動されると特許権者の権利が制限されるために、TRIPS協定はそれを発動する要件として、特許権者の許諾を得るための事前の努力を行うことを義務付けている。しかし、「国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合」には、その要件は免除されるとされている (第31条 (b))。では、HIV/AIDS感染は国家的緊急事態と認められるのか。この問題はドーハ閣僚会議で検討され、「TRIPS協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。「宣言」は、「協定は、公衆衛生を守り、とりわけ医薬品へのアクセスを促進するWTO加盟国の権利を支持するように解釈・実施されうるし、されねばならない」(パラグラフ4)と述べており、HIV/AIDS等の感染症の蔓延が「国家緊急事態」であり、それに対処するために強制実施権を発動できることが合意された。これにより、例えば感染症に対処すべき緊急事態が生じた場合、ブラジルは国内で強制実施権を発動して、安価な医薬品を生産して患者に供給することができる。

しかし、これにより救われるのは国内で医薬品を生産する能力を持つ国の場合であり、それを持たない国は、他国で生産された医薬品を輸入しなければならないが、ここで問題が生じる。というのは、TRIPS協定では、強制実施権を活用して医薬品を生産した場合、その医薬品は主として国内市場への供給のためのものでなければならない、としているからである (第31条 (f))。「宣言」はパラグラフ6でこの問題を認識し、TRIPS理事会に迅速な解決を指示している。

この問題は、2003年8月、アメリカの態度が軟化したことも手伝って、「強制実施権によって生産された医薬品は主として国内市場へ供給される」という第31条 (f) に関して、履行義務を免除する (ウェーバー) ことにより解決された。これにより、国内に生産能力がない国も、強制実施権を活用して海外で生産された医薬品を輸入することができるようになったのである。ただし、これには次のような条件が定められている。①輸入国はTRIPS理事会に、必要な医薬品名とその必要量、そして当該医薬品を製造する能力がないことを通報する。②輸出国の輸出は、すべて、輸入国が理事会に通報した必要量に対応したものでなければならない。つまり、商業的目的で国内を含む他の市場に参入するものであってはならない。③強制実施権によって生産された医薬品は、特別なラベルやマークを施すことによって識別されるようになっていなければならない (丸山 2004, 夏目 2004, UFJ 総合研究所新戦略部通商政策ユニット編 2004, 227~233 ページ)。

また、伝統的知識の保護とは次のような問題である。途上国の先住民のコミュニティが長い年月をかけて生み出し、保護してきた薬学的知識やフォークロア等を総称して伝統的知識という。近年、先進国の企業や研究者が途上国に出向き、途上国の先住民が共有していた農業や医療に関する知識を入手して開発した製法について特許を取得するという事例が相次いで起きている。これをバイオパイラシー (生産資源の

盗賊行為) という。このような行為を放置すると、先進国は特許を取得できるが、途上国には応分の利益の配分がなされない、先進国の特許のために途上国は自ら生み出した伝統的知識を自由に使えないなどの問題が生じる。そこで既存の知的財産制度と異なる sui generis (固有の) 制度によって伝統的知識を保護する動きが強まり、生産多様性条約締約国会議や世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO) などで議論が行われている。WTO では、この問題について TRIPS 理事会で議論することが、「ドーハ閣僚宣言」パラグラフ 19 に盛り込まれた (青柳 2004 a, b, 高倉 2002, 大澤 2002)。

- (4) ATC では、過去に MFA による規制を行ったか否かにかかわらず、すべての加盟国に経過的セーフガード措置を採ることが認められた。その対象となるのは、GATT への統合が行われていない産品、すなわち、第 1 ステージでは輸入量の 84%、第 2 ステージでは同 67%、第 3 ステージでは同 49% に相当する品目についてであり、それを発動するためには、特定の産品の輸入が「国内産業に国内産業に重大な損害を与え又は与える現実の恐れのある」ことを示すことが求められる。
- (5) LMG は当初、キューバ、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、タンザニア、ウガンダの 8 개국で形成され、後に、ドミニカ、ホンジュラス、ジンバブエが加わり、さらに、スリランカ、ジャマイカ、ケニヤがオブザーバーとして参加するようになった (Das 2007, pp. 123~124)。
- (6) グリーンルーム会合とは、主要国が合意のシナリオを書き、関係する一部の途上国をグリーンルーム (その名称はその壁の色に由来する) と呼ばれる部屋に呼び意見を聞くという根回しの方式である。このようなやり方では大部分の途上国は交渉の埒外に置かれてしまう。
- (7) 新ラウンドの名称は、途上国へ配慮して、これまでの先進国主導の交渉をイメージさせる「ラウンド」の表現を避け、「ドーハ開発アジェンダ」とされた。
- (8) Narlikar (2006) は、GATT/WTO における途上国の位置付けの変化を、公正という観点から論じている。公正は正当性 (legitimacy) と分配的正義 (distributive justice) から構成される。正当性は秩序を生み出し、分配的正義の要求は変化をもたらす。公正としての正当性は手続き上の問題に関連し、公正としての分配的正義は実質的平等、結果の平等に関連する。

無差別主義と相互主義は GATT の 2 つの基本原則である。無差別主義を構成する一般的最恵国待遇と内国民待遇により、GATT はすべての締約国と内外の当事者に平等な貿易の機会を保証する。相互主義は、与えられた譲許と交換に等価の譲許を与えることにより、利益だけでなく損失を伴う可能性のある貿易自由化を政治的に受け入れやすいものにする。無差別主義と相互主義は手続き上の平等としての正当性を表している。GATT が結果ではなく手続き上の平等を信奉するようになったのは、雇用や開発などの規定を含んだ国際貿易機関憲章が批准されず、その一部である通商政策が GATT として生き延びて世界貿易を律するルールとなった結果である。しかし、手続き上の平等は GATT の正当性を担保するが、途上国を周辺的地位に押しやるものであった。

これに対する途上国の行動は、第 1 期 1960/70 年代、第 2 期 1980/90 年代、第 3 期 ウルグアイ・ラウンド後に分けられる。第 1 期では、GATT 第 4 部「貿易及び開発」の採択、一般特恵関税制度 (GSP) の実施を通じて、非相互主義が確立されていった。これは、途上国が結果の平等、分配的正義としての公正を GATT に導入したことを意味する。第 2 期で、途上国が自由化を受け入れざるを得ず、ウルグアイ・ラウンドにおいて相互主義的交渉のテーブルに着いたことは、正当性、手続き上の平等としての公正を受け入れたことを意味する。第 3 期の現在、結果の平等としての公正が再度提起されているが、それは第 1 期とは異なる形においてである。第 1 期では、途上国は GATT の規範を逸脱することによって結果の平等を求めていたが、第 3 期における途上国の挑戦は相互主義や多角主義の明確な拒否の上になされているのではない。現在では、途上国は、貿易交渉において弱小国を周辺化するグリーンルーム会合や非公式会合を批判し、ルールに基づいたシステムを要求することにより、手続き上の平等を求めると同時に、履行問題を提起し、S&D の拡大を要求することにより、結果の平等を求め、手続き上の平等と結果の平等の両面から公正を追求している。

- (9) G 20 は 2003 年 8 月の米・EU の農業合意に反発して、同年 9 月のカンクン閣僚会議前後に形成された、ブラジル、インドに主導されたグループであり、先進国に対して農業保護の削減を求めている。G 33

- はフィリピンとインドネシアが主導するグループで、自国の農業の利益を守るために、農業交渉において、特別品目（途上国の食料安全保障や農村開発などの必要に基づき、関税削減幅の軽減や輸入割当枠拡大の免除などの配慮がなされる品目）や特別セーフガード（関税化対象品目に対して一定の条件で認められる緊急輸入制限措置）の拡大を要求している。G 90 は LDC とアフリカ・カリブ・太平洋諸国の途上国を中心としたグループで、S&D の強化などを要求している。
- (10) カンクン関係会議では、途上国代表が延々と演説を行い他の途上国代表がこれを支持する拍手喝采を送るという光景が見られたことが伝えられている（近藤 2004, 24 ページ）。このように貿易交渉の場で南北対立が演じられる事態を、サリーは「WTO の国連化 (UN-ization of WTO)」と呼んだ (*Financial Times*, November 16 2005)。
- (11) Stiglitz, Charlton (2005) は、ドーハ開発アジェンダにおいても、貿易自由化の恩恵を先進国と途上国で公平に分配することの重要性は認識されてきたが、調整コストをどう分担するかには十分な注意が払われてこなかった、と批判している (Stiglitz, Charlton 2005, p. 172, 訳 206 ページ)。

参考文献

- Bhaumik, T. K. (2006) *The WTO: A Discordant Orchestra*, New Delhi : Sage Publication
- Das, Dilip, K. (2007) *The Evolving Global Trade Architecture*, Cheltenham, UK : Edward Elgar
- Finger, J. Michael (2000) "The WTO's Special Burden on Less Developed Countries", *Cato Journal* 19 (3), Winter
- , Philip Schuler (2000) "Implementation of Uruguay Round Commitments : The Development Challenge", *The World Economy* 23 (4)
- , Julio J. Nogués (2002) "The Unbalanced Uruguay Round Outcome : The New Area in Future WTO Negotiations", *The World Economy* 25 (3)
- Hudec, Robert E. (1987) *Developing Countries in the GATT Legal System*, London : Trade Policy Research Center, 小森光夫編訳『ガットと途上国』信山社, 1992 年
- Kock, Karin (1969) *International Trade Policy and the GATT 1947-1967*, Stockholm : Almqvist & Wiksell
- Long, Oliver (1985) *Law and its Limitation in the GATT Multilateral Trade System*, Dordrecht: Murtinus Nijhoff Publishers. 落合淳隆・清水章雄訳『ガットと経済摩擦』敬文堂, 1989 年
- Narlikar, Amrita (2006) "Fairness in International Trade Negotiations : Developing Countries in the GATT and WTO", *The World Economy* 29 (8)
- , John S. Odell (2006) "The Strict Distributive Strategy for a Bargaining Coalition: The Like Minded Group in the World Trade Organization", Odell, John S. ed. (2006) *Negotiating Trade : Developing Countries in the WTO and NAFTA*, Cambridge UP
- Nielson, Julia (2006) "Aid for Trade", Newfarmer, Richard (ed.) (2006) *Trade, Doha, and Development : A Window into the Issues*, Washington : World Bank
- Oxfam International (2002) *Rigged Rules and Double Standards : Trade, Globalization, and the Fight against Poverty*, Oxford : Oxfam International, 渡辺龍也訳『貧富・公正貿易・NGO——WTO に挑む国際 NGO オックスファムの戦略——』新評論, 2006 年
- Prebisch, Raul (1959) "Commercial Policy for Latin America", *The American Economic Review* 49 (2), May. 吉野昌甫訳「低開発国における通商政策」『アメリカーナ』第 7 巻第 3 号, 1961 年 3 月
- Sally, Razeen (2003) "Whither the WTO? : A Progress Report on Doha Round", *Trade Policy Analysis* (23)
- Stiglitz, Joseph, Andrew Charlton (2005) *Fair Trade for All : How Trade Can Promote Development*, New York : Oxford UP, 浦田秀次郎監訳『フェアトレード——格差を生まない経済システム——』日本経済新聞出版社, 2007 年
- Tuisse, Diana (1987) *The Less Developed Countries and the World Trading System: A Challenge to the GATT*, London: Frances Pinter

- United Nations Conference on Trade and Development (1964) *Proceedings of the United Nations Conference on Trade and Development*, vol. II, New York : United Nations, 外務省訳『プレビッシュ報告 新しい貿易政策をもとめて』国際日本協会, 1964 年
- World Bank (2001) *Global Economic Prospects and the Developing Countries*, Washington : World Bank
- World Trade Organization (2001) Doha Declaration, WTO
- 青柳由香 (2004 a) 「伝統的知識をめぐる問題の状況」『企業と法創造』第 1 巻第 2 号, 2004 年 4 月
- (2004 b) 「伝統的知識・遺伝資源・フォークロア——知的財産権としての保護の概要——」石川明編『国際経済法と地域協力』信山社
- 羽鳥敬彦 (1981) 「UNCTAD の経済学——シンガー・プレビッシュ命題——」小野一郎編『南北問題の経済学』同文館, 1981 年
- 柳赫秀 (HYUCK-SOO YOO) 「WTO と途上国——途上国の『体制内化』の経過と意義——」(上) (中) (下-1) (下-2) 『貿易と関税』1998 年 7 月, 10 月, 2000 年 7 月, 9 月
- 近藤嘉智 (2004) 「WTO における途上国の問題」『貿易と関税』2004 年 3 月
- 丸山亮 (2004) 「TRIPS 協定と医薬品アクセス問題の今後」『企業と法創造』第 1 巻第 2 号, 2004 年 4 月
- 夏目健一郎 (2004) 「医薬品アクセス問題について」『特技懇』(232) 2004 年 3 月
- 大澤麻衣子 (2002) 「生産多様性条約と知的財産権——環境と開発のリンクがもたらした弊害と課題」『国際問題』(510) 2002 年 9 月
- 佐伯尚美 (1997) 「WHO 農業協定と農産物貿易」(上) (下) 『貿易と関税』1997 年 8 月, 9 月
- 菅原淳一 (2004) 「動き始めた WTO ドーハ・ラウンド交渉——見えてきた最終合意への道筋——」『みずほレポート』2004 年 11 月 11 日
- (2007) 「剣が峰に立つ WTO ドーハ・ラウンド交渉——年内妥結か, 冬眠入りか——」『みずほ政策インサイト』2007 年 8 月 23 日
- 高倉成男 (2001) 『知的財産法制と国際政策』有斐閣
- (2002) 「貿易と知的財産権——ポスト・ドーハの課題と展望」『国際問題』(510) 2002 年 9 月
- 通商産業省生活産業局通商課監修 (1996) 『WTO 繊維協定と繊維セーフガード措置』通商産業調査会出版部
- UFJ 総合研究所新戦略部通商政策ユニット編 (2004) 『WTO 入門』日本評論社